

○「議案第125号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 個人番号カードと国民健康保険証等との情報連携について

平成28年1月の交付時点では、個人番号カードに国民健康保険証の機能は付与されないが、将来的には付与される方向性であると聞いている。個人番号については、マイナンバー法上、利用できる事務が限定されているため、病院等での利用については、今後、法に規定されれば可能になると考える。

* 戸籍上の氏名を変更した場合の個人番号の取扱いについて

個人番号は1人に1つの番号が付番されるものであり、養子縁組や婚姻によって氏の変更等があった場合でも、同一の番号を利用することになる。

* 個人番号カードのセキュリティ対策について

個人番号カードのICチップには、券面に記載されている情報のみが記録されており、個人情報が集約されることはない。マイナンバー制度における個人情報の管理に当たっては、個人番号を利用して自治体間等でやり取りをするが、散在する個人情報を1か所に集約するのではなく、必要に応じて各機関から個人番号を使って情報を取得する仕組みとなっている。個人番号の管理については、固有のネットワークで行っており、ファイアウォール等で十分なセキュリティ対策がなされていると考えている。

《意見》

- * 十分なセキュリティ対策がなされているはずの日本年金機構からも情報が漏えいしており、マイナンバー制度においても個人情報の流出は防ぎきれないと考える。マイナンバー制度導入には党として賛成しかねるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決